

研究指導（ゼミナール）の履修等の取り扱いについて

1. 研究指導の履修等

小樽商科大学履修方法等に関する規則 第 8 条
シラバス「研究指導（ゼミナール）の履修方法」

- 昼間コース -

- (1) 研究指導は原則として必修とし 12 単位修得しなければならない。
- (2) 研究指導は毎週 3 時間、3 年次から 2 年間の継続授業で 12 単位（卒業論文含む）、原則として自分の所属する学科あるいは専門共通科目の研究指導を履修する。
- (3) 研究指導は 2 年間の学修と卒業論文を総合して成績評価を受け、単位を認定する。
- (4) 研究指導は半期（前期又は後期）ごと 4 つのユニットによって構成されるものとして取り扱う。単位認定を受けるためにはこの 4 つのユニットを満たすことが条件となる。

第 1 ユニット	第 2 ユニット
第 3 ユニット	第 4 ユニット（+卒業論文）

- 夜間主コース -

- (1) 研究指導は原則として必修とし 8 単位修得しなければならない。
- (2) 研究指導は毎週 2 時間、3 年次から 2 年間の継続授業で 8 単位を履修する。
- (3) 研究指導は 2 年間の学修を総合して成績評価を受け、単位を認定する。
- (4) 研究指導は半期（前期又は後期）ごと 4 つのユニットによって構成されるものとして取り扱う。単位認定を受けるためにはこの 4 つのユニットを満たすことが条件となる。

第 1 ユニット	第 2 ユニット
第 3 ユニット	第 4 ユニット

- (5) 卒業論文の単位を修得するためには 4 年次の 2 つの学期（第 3 及び第 4 ユニット）を履修しなければならない。
- (6) 卒業論文の単位を修得できない場合は、再度 2 つ目の学期（ユニット）の履修が必要となる。

2. 研究指導の単位を残したまま留年した場合の取り扱い

シラバス「研究指導（ゼミナール）の履修方法」

- (1) 卒業論文未提出等の理由で、研究指導の単位を残したまま留年した場合は、第 4 ユ

ニットが欠けることとなるので再度第4ユニット分を履修しなければならない。

- (2) 半年留年して9月卒業する場合は、引き続き研究指導を履修しなければならない。1年間留年する場合は、後期からの履修が可能である。

3. 留学に伴う研究指導の取り扱い

シラバス「留学による単位互換の取り扱い方法」

- (1) 研究指導を履修する学生が留学する場合は、留学先の大学で本学の指導教員が指定する科目を履修し、単位を修得した場合は当該期間の研究指導が継続されているとみなす。
- (2) そのため、研究指導を履修する学生が留学する場合は、留学する前に指導教員の指導及び承認を受けるとともに「科目履修届」に記入しなければならない。また、帰国後「留学に伴う研究指導の継続承認書」を指導教員に掲示し、承認を受けて学部教務係に提出しなければならない。
- (3) 第4ユニットにおいては卒業論文提出が含まれるので必ず本学で履修しなければならない（第4ユニットに留学した場合は研究指導の単位認定はできない）。ただし、第4ユニット途中（3月卒業においては12月まで、9月卒業においては6月まで）に帰国した場合においても指導教員が卒業論文の提出を特別に許可した場合はこの限りではない。

4. 合同ゼミの取り扱い

- (1) 原則として3年生対象研究指導においては木曜日14時30分から16時50分、4年生対象研究指導においては火曜日14時30分から16時50分に行うこととなっているが、3年生及び4年生の研究指導を同時に行う（合同ゼミ）に限り、火曜日あるいは木曜日に行うことができる。

5. ノンゼミに関する取り扱い

- (1) 4年次になってゼミナールの所属を取りやめる場合には、4月の履修登録期限までにノンゼミに移行することを承諾する旨の学科の許可を受けなければ、原則ノンゼミになることができない。
- (2) 3年次において、ゼミナールに所属しないこと（ノンゼミ）を希望する場合は4月の履修登録期限までにノンゼミに移行することを承諾する旨の学科の許可を受けなければ、原則ノンゼミになることができない。
- (3) 4月の履修登録期限までにノンゼミに移行することを承諾する旨の学科の許可を受けなければ原則留年することとなるが、学生の教育的配慮のため、当該期限を過ぎても学科の許可があればこの限りではない。

6. 転ゼミに関する取り扱い

- (1) ゼミナールの所属を変更する場合は、原則変更前担当教員及び変更後担当教員双方から承諾を得なければならない。
- (2) やむを得ない事情により変更前担当教員から承諾を得ることができない場合は、変更後担当教員の承諾をもって転ゼミを許可する。

7. 早期卒業に関する取り扱い

- (1) 早期卒業の場合は、3年次における2学期を履修することで足りるものとし、この場合は卒業研究として、昼間コースは6単位を学科発展科目に、夜間主コースにあつては4単位をコース発展科目にそれぞれ認定する。
- (2) 卒業論文について、昼間コースにあつては第4ユニットに作成することとなるため、提出することができない（附属図書館学位論文室において保管しない）。また夜間主コースにあつては「卒業論文」は4年次配当のため履修することができない。

8. 教員のサバティカル期間中に関する取り扱い

- A サバティカル -

- (1) 3年次4年次にかかわらず、本学では遠隔授業を行っていないことから、当該期間中は指導者が不在となるためゼミ生の指導者変更（転ゼミ）が必要となる。
- (2) 指導者変更手続きについてはサバティカル期間開始前に行うこととする。
- (3) サバティカル期間終了後、再び転ゼミ前の教員に指導を受ける場合はすみやかに再度ゼミ生の指導者変更（転ゼミ）を行う。なお、サバティカル期間終了後においても変更後の教員に指導を受ける場合、またサバティカル期間中に卒業した場合は転ゼミを行う必要はない。

指導者（x教員）

	サバティカル期間	
--	----------	--

学生 A（サバティカル期間のみ指導者変更）

x教員	y教員	x教員
-----	-----	-----

学生 B（サバティカル期間後も変更後の指導者）

x教員	y教員
-----	-----

学生 C（サバティカル期間中に卒業）

x教員	y教員
-----	-----

- B サバティカル -

- (1) 本来であれば当該期間中は指導者が不在となるためゼミ生の指導者変更（転ゼミ）が必要となるが、6ヶ月未満においては事務手続きが煩雑となるため原則行わないこととする。
- (2) ゼミ生の第4ユニットに該当する期間に不在となる場合は卒業論文提出が含まれるのでゼミ生の指導者変更（転ゼミ）を行う。ただし、第4ユニット途中（3月卒業においては12月まで、9月卒業においては6月まで）に指導教員が帰国する場合はこの限りではない。

9. 教員の長期（6ヶ月以上）海外渡航期間中に関する取り扱い

- (1) 教員のサバティカル期間中に関する取り扱い（A サバティカル）に準じる。

10. 教員の長期（6ヶ月未満）海外渡航期間中に関する取り扱い

- (1) 教員のサバティカル期間中に関する取り扱い（B サバティカル）に準じる。

(覚書)

- ・ 研究指導の履修登録は学部教務係で行う。
- ・ 3年次及び4年次の研究指導の時間割について互換的に運用はしていない。システム的には運用可能。
- ・ 互換的に運用したい理由は学生が他の科目を履修したいから。履修したい科目はほぼ英語。なので英語に問題がある。
- ・ 研究指導の12単位は4年次に認定される。よって3年次は研究指導を抜かして40単位履修可能。4年次は研究指導12単位を含めて40単位履修可能（研究指導以外は28単位分となる）。